

## 労働相談Q&A

（質問）私は、一一月からパート社員としてとある会社に勤めています。1年間の契約で、週4日、9時〜17時まで（休憩時間は1時間）です。会社には雇用保険について問い合わせたら、「パートの場合は雇用保険に入れない」と言われました。パートの場合は雇用保険に入る事はできないのでしょうか？

**「要件を満たせば、パートタイム労働者も雇用保険に入ることができる」**

（回答）有期労働契約のパートタイム労働者、契約社員、派遣労働者でも「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」、「31日以上雇用見込みがあること」の2つの要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

「31日以上雇用見込みがあること」とは、①有期の労働契約書に「更新する場合がある」との定めがあり、31日未満での雇止めの明示がない場合。②有期の労働契約書に更新の定めは無いが、同様の契約により同一の労働者が31日以上雇用された実績がある場合です。

今回の場合、週の所定労働時間は28時間で、雇用期間は1年のため、要件に該当しますので、この旨を会社側に説明し、雇用保険の加入を求めましょう。